# 山武市耐震改修促進計画

平成22年3月策定 平成24年3月変更 平成28年3月改定 平成30年1月改定 平成31年2月改定 令和 5年3月改定



# 目 次

はじめに	. 1
第1 計画の目的等	. 2
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 対象区域	
5 対象建築物	. 2
第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	. 3
1 想定される地震の規模、被害の状況	. 3
2 耐震化の現状	. 5
3 耐震化の目標の設定	. 7
4 公共建築物の耐震化の情報開示	. 7
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	. 8
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	. 8
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	. 8
3 重点的に耐震化すべき区域	. 9
4 地震発生時に通行を確保すべき道路	. 9
5 地震時の建築物の安全対策	. 9
6 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	1 0
第4 啓発及び知識の普及に関する事項	1 1
1 地震ハザードマップの作成・公表	1 1
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	1 1
3 パンフレットの作成・配布等	1 1
4 区及び自治会等との連携	1 1
第5 所管行政庁との連携に関する事項	1 2
1 法による指導等	1 2
2 建築基準法に基づく勧告、命令等	1 2
第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	1 2
1 関係団体との連携	1 2
2 その他	1 2

# 資料編

資料 1 法における規制対象一覧	1 3
(1)多数の者が利用する建築物	1 3
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1 4
(3)市有及び組合有等特定建築物一覧	1 5

# はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)」が制定されました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月)において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成 18 年 1 月に法改正がなされました。

このようなことから、千葉県では、平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきました。

本市では、平成22年3月に「山武市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)」 を策定し、住宅の耐震診断や耐震改修費の助成を行うなど、国、県と協力しながら住宅 や建築物の耐震化を進めてきたところです。

平成23年3月には、東日本大震災が発生、市内で最大震度5強を観測するなど強い 揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波により、甚大な被害が発生しました。 平成25年11月の法改正では、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の 耐震診断が義務化され、また、すべての建築物に対し耐震化が努力義務となるなど、建

築物の耐震化を図ることが急務となってきました。 近年においては、平成28年4月に熊本地震、平成30年9月に北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック 塀の倒壊による人的被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない

状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、 ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地 震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐 震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、千葉県では令和3年3月に県計画が改定され、新たな耐震化の目標が設定されました。法によると、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき計画を定めるよう努めることとされており、本市においても新たな目標を設定する必要があることから、本計画を改定することとしました。

また、令和5年3月に山武市地域防災計画も改定されることに伴い、本市における建築物の耐震診断及び改修等を国、県、市及び建築物の所有者等が連携し、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

# 第1 計画の目的等

## 1 計画の目的

本計画は、法第6条の規定により、本市における建築物の耐震化を促進し、地震 災害から市民の生命及び財産を保護することを目的として策定するものです。

# 2 計画の位置付け

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)及び法第5条の規定 により定められた「県計画」に基づき、また「山武市総合計画」、「山武市地域防災 計画」及び「山武市都市計画マスタープラン」を踏まえ、建築物の耐震化を促進す るための方針、耐震化率の目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

#### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度を目標年度として、耐震化の目標設定や耐震化を促進する ための施策を定めます。なお、本計画の内容については、一定期間ごとに検証を行 うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

# 4 対象区域

本計画の対象区域は、山武市全域とします。

# 5 対象建築物

本計画の対象建築物は、以下の表のとおりとします。

区分	内容					
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅					
	(1)多数の者が利用する建築物					
  特定建築物	【耐震改修促進法第 14 条第 1 号】(資料 1 (1))					
付足建架物  	(2) 危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物					
	【耐震改修促進法第 14 条第 2 号】(資料 <b>1 (2</b> ))					
市有及び組合有	資料 1 (3)					
特定建築物						

# 第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

# 1 想定される地震の規模、被害の状況

(山武市地域防災計画《総則編》平成26年9月より)

# (1) 想定される地震の規模

地域防災計画の前提とする地震は、防災アセスメント調査(平成25年3月)に基づき、次の地震とします。想定の条件は、次のとおりです。

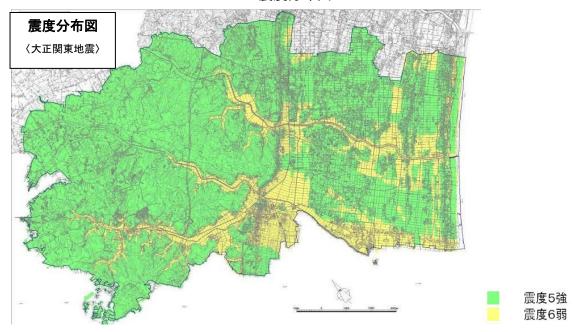
想定地震の条件

震源	マグニチュード	条件
大正関東地震(関東大震災)	7.9	冬季18時

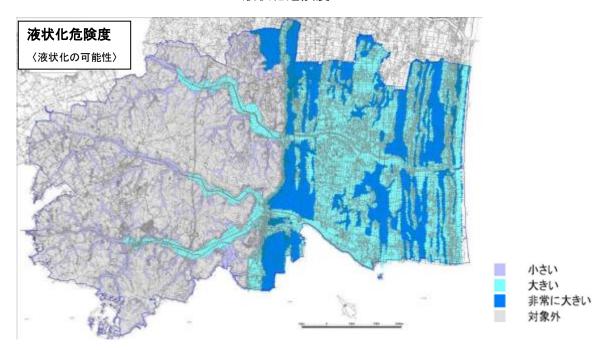
# (2)被害の状況

①震度・液状化

震度分布図



# 液状化危険度



# ②被害

項目		数量				
原因別建物	揺れ	全壊5棟、半壊415棟				
全壊棟数	液状化	全壊 25 棟、大規模半壊 334 棟、半壊 604 棟				
	急傾斜地崩壊	大破5棟、中破10棟				
火災	炎上出火	1件未満				
	焼失棟数	O棟				
人的被害	死者	建物倒壊 1 人				
	重傷者	建物倒壊 1 人				
	負傷者	建物倒壞 90 人、急傾斜地崩壊 1 人				
避難者(1日後)		避難者 5, 207 人(うち避難所避難者 3, 124 人)				
震災廃棄物		可燃がれき 590t、不燃がれき 1,680t				

#### 2 耐震化の現状

#### (1) 既存建築物棟数

山武市内の建築物総数は、令和4年4月時点で約43,303棟です。

昭和56年以前の既存建築物は約15,991棟で、このうち山武市有建築物は91棟、 民間建築物は約15,900棟です。構造別では、木造建築物が約14,307棟、非木造建築物が約1,684棟です。

既存建築物棟数(令和4年4月現在) (単位:棟)

区分	総数	7,	5 ち昭和 56 年以	前
	形态 女人	木造	非木造	計
民間建築物	約 42, 800	約 14, 300	約 1, 600	約 15, 900
市有建築物	503	7	84	91
合 計	約 43, 303	約 14, 307	約 1, 684	約 15, 991

出典:都市整備課調べ(公有財産台帳、山武市公共施設白書、課税課資料等)

#### (2) 耐震化の現状

#### ①住宅の現状

平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基に推計すると、本市の住宅 戸数全体は19,010戸(戸建て住宅:17,400戸、共同住宅等:1,610戸)と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は、16,535 戸(昭和55 年以前で耐震性を有する住宅:2,355 戸、昭和56 年以降の住宅:14,180 戸)であり、市内全体の住宅の耐震化率は約87%と推定されます。

住宅の耐震化の現状 (単位:棟)

		総戸数		年以前	昭和 56 年以降	耐震化率
区分		区分 (a+b+c)		耐震性有	耐震性有	(b+c)/(a+b+c)
		(a'b'c)	(a)	(b)	(c)	
	総数	19, 010	2, 475	2, 355	14, 180	約 87%
	戸建て住宅 17,400		2, 463	2, 207	12, 730	約 86%
	共同住宅等	1, 610	12	148	1, 450	約 99%

※耐震化率:耐震性が確保されていると見込まれる建物の建物総数に占める割合を指しています。 ※昭和55年以前の耐震性有の住宅戸数は、耐震改修済みの住宅を推計し、算出しています。

# ②特定建築物の現状

本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等で一定規模以上の建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

令和4年4月時点における本市の特定建築物の棟数は、約86棟(市有建築物:42棟、民間建築物:約44棟)です。

その内、耐震性がある特定建築物は約78棟(昭和56年以前で耐震性を有す

る建築物:約13棟、昭和57年以降の建築物:約65棟)であり、市内全体の建築物の耐震化率は約91%と推定されます。

特定建築物の耐震化の現状 (令和4年4月現在) (単位:棟)

区分	総戸数	昭和 56 年以前		昭和 57 年以降	耐震化率	
	(a+b+c)	│ 耐震性無 │		耐震性有	耐震性有	删 辰 化 华 (b+c) / (a+b+c)
		(a)	(b)	(c)		
民間建築物 約4		約7	約5	約 32	約 84%	
市有建築物 42		1	8	33	約 98%	
合 計	約 86	約8	約 13	約 65	約 91%	

出典:都市整備課調べ(公有財産台帳、山武市公共施設白書等)

# ③主な市有建築物の現状

令和4年4月時点における主な市有建築物の総数は145棟であり、その内、 昭和56年以前のものは61棟で、その内、耐震性があるものは53棟です。主な 市有建築物の耐震化率は約94%です。

主な市有建築物の耐震化の現状 (令和4年4月現在) (単位:棟)

<b>松 抽 米</b> /r	昭和 50	6 年以前	昭和 57 年以降	 ・・・・耐震化率		
総棟数	耐震性無 耐震性有		耐震性有	(b+c)/(a+b+c)		
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(D+G) / (a+D+G)		
145	8	53	84	約 94%		

出典:都市整備課調べ(公有財産台帳、山武市公共施設白書)

<sup>※</sup>市有特定建築物には本市が加入する一部事務組合の建築物も含みます。

<sup>※</sup>民間建築物の耐震化率は推計値です。

<sup>※</sup>主な市有建築物とは、非木造で階数2以上又は延床面積200m2超の建築物をいいます。

#### 3 耐震化の目標の設定

令和5年3月の改定では、国の基本方針や県計画の改定等を踏まえ、令和7年度 を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

#### (1) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とします。

#### (2)特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とします。

#### (3)市有建築物

山武市地域防災計画において、本計画に基づき、住宅及び特定建築物、市有建築物の耐震化の促進を図るとしています。

災害時には学校は避難場所として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、 庁舎では被害情報収集や災害指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動拠 点として活用されます。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有建築物の耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

#### 4 公共建築物の耐震化の情報開示

市は、主要な市有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報(所在地、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値(Is値)等)を公表するものとします。

# 第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 市の役割

市有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。

また、県や建築関係団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修 等の促進を図るものとします。

既存建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じます。

特定行政庁である県が、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う場合、県と連携を図り協力するものとします。

#### (2) 建築物所有者の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

#### (3)建築関係団体

建築の専門知識を有していることから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する建築物の所有者等の相談に応じる必要があります。

また、事業活動を行うにあたっては、建築物の安全性に関する知識・技術力の向上に努めることが必要です。

#### 2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国、県の耐震診断及び耐震改修の補助制度 や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

#### (1) 耐震診断補助制度

木造戸建住宅の耐震化を推進するため、市では、「山武市木造住宅耐震診断補助金交付要綱」に基づき、耐震診断に要した費用の一部を助成します。

#### (2) 耐震改修補助制度

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施すべきものですが、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、早期の復旧・復興に寄与すること等から、市では、「山武市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱」に基づき、耐震改修工事の費用の一部を助成します。

#### 3 重点的に耐震化すべき区域

市街地の防災に関する機能を確保するうえで、市街地の環境の整備改善を図る必要性が高いとされる地域について、重点的に耐震化を促進します。

このことを踏まえ、日向駅周辺区域、成東駅周辺区域、松尾駅周辺区域及び主要地方道飯岡・一宮線沿道区域を重点区域と設定するものとします。

# 4 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び 消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのない よう、地震時に通行を確保すべき道路を指定し、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震 化を図ります。

# (1) 緊急輸送道路

千葉県地域防災計画において、地震発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設の 復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の 確保を図ることを目的として緊急輸送道路として指定していることや、山武市地域 防災計画による基本的な考えを踏まえ、以下の道路について指定します。

一次指定路線 首都圏中央連絡自動車道

銚子連絡道路

一般国道 126 号

二次指定路線 主要地方道飯岡一宮線 一般県道横芝山武線

主要地方道松尾蓮沼線 市道松尾 163 号線

主要地方道成田松尾線 市道成東 195 号線

主要地方道成東酒々井線市道殿台・成東線

#### (2) 避難路

地域住民が避難場所等まで安全に到着するための市道及び県道

#### 5 地震時の建築物の安全対策

#### (1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震発生時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、 エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっております。エレベーターやエ スカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、県はエレベータ ーやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対 し、安全対策を講ずるよう指導するものとしており、市は県と連携して対応します。

#### (2)各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、県は、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとしており、市は県と連携して対応します。

#### (3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。県は、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとしており、市は県と連携して対応します。

# (4) ブロック塀対策の推進

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。このため、県は所有者等に対しパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なコンクリートブロック塀の撤去、改善の指導を行うこととしており、市は県と連携して対応します。

また、市では危険なブロック塀等を撤去する事業への補助制度(山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付要綱)を平成31年に策定しました。

#### 6 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

市及び県は、ホームページやパンフレットの配布により認定制度の情報提供を行うとともに、講習会、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

# 第4 啓発及び知識の普及に関する事項

#### 1 地震ハザードマップの作成・公表

市は、令和3年3月に作成した山武市ハザードマップ(地震・津波編)の「建物被害想定マップ」において、震度6強の地震が発生した場合に建物がどの程度の被害を受けるかを表すことにより、建築物の所有者等の意識啓発を図っています。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

#### (1) 耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関係団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐 震相談窓口を設置します。

#### (2) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・ 倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建 築技術者等に対して要請します。

#### 3 パンフレットの作成・配布等

#### (1) パンフレットの作成・配布等

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口に常備し配布します。

#### (2) 耐震相談会の実施

市は、建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施 し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図るとともに、 各種相談を受け付けます。

#### 4 区及び自治会等との連携

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である区及び自治会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

そこで、市は、区及び自治会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレットの配布等により、耐震化の促進を図ります。

# 第5 所管行政庁との連携に関する事項

#### 1 法による指導等

法第 15 条の規定により、所管行政庁(県)は、特定建築物の所有者に対して、 特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることがで きるとされています。

また、所管行政庁(県)は、特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、必要な指示をすることができ、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

# 2 建築基準法に基づく勧告、命令等

建築基準法第 10 条の規定により、特定行政庁(県)は、著しく保安上危険と認められる建築物について、その所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができるとされています。

また、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

# 第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

# 1 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修 等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

#### 2 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

# 資料1 法における規制対象一覧

# (1)多数の者が利用する建築物

「多数の者が利用する建築物」の用途及び規模は、法に基づき、以下の用途及び規模となります。

※義務付け対象は、旧耐震建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震 不適格建築物の要件	
学校 小学校、中学校、中等教育学校の	<u>の要件</u> 階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	対象建築物の要件 階数2以上かつ3,000㎡以上
			※屋内運動場の面積を含む。
前期課程若しくは特別支援学校	※屋内運動場の面積を含む。   階数3以上かつ1,000㎡以上	※屋内運動場の面積を含む。	次座内連動場の面積を含む。 
上記以外の学校		(性***1 )   ト か つ 0 0 0 0 で ! )   ト	PE *   1   1   1   1   1   1   1   1   1
体育館(一般公共の用に供されるもの) ボーリング場、スケート場、水泳場その他	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上 階数3以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上
	階級3以上がり1,000円以上	階数3以上が 22,000m以上	階級3以上かり5,000   以上
これらに類する運動施設	+		
病院、診療所劇場、観覧場、映画館、演芸場	1		
集会場、公会堂	1		
展示場	1		
卸売市場	1		
百貨店、マーケットその他の物品販売業	1	階数3以上かつ2.000㎡以上	階数3以上かつ5.000㎡以上
を営む店舗		階級3以上が 22,000m以上	階級3以上が 25,000m以上
旅館、ホテル	1		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、	+		
事務所	1		
老人亦一厶、老人短期入所施設、福祉	上 階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
ホームその他これらに類するもの	国数2数至为* 51,000m 数至	超数2数至3. 52,000m数至	间数2以上为 50,000m以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体	†		
障害者福祉センターその他これらに類す			
るもの			
保育所、幼稚園	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	11300311001131	12,000	
公衆浴場	1		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ			
ブ、ダンスホールその他これらに類する			
もの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他こ	1		
れらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用			
途に供する建築物を除く。)	_		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
の発着場を構成する建築物で旅客の乗			
降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車			
の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公			
益上必要な建築物		2	Chianter and the control of the cont
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供		500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
する建築物	険物を貯蔵又は処理するすべ		(敷地境界線から一定距離以
、10	ての建築物	+1-51	内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定
	する避難路の沿道建築物で		する重要な避難路の沿道建
	あって、前面道路幅員の1/2		築物であって、前面道路幅員
	超の高さの建築物(道路幅員		の1/2超の高さの建築物(道
	が12m以下の場合は6m超)		路幅員が12m以下の場合は
 防災拠点である建築物	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	6m超) 耐震改修等促進計画で指定
例次   次元にのの注案物			耐震  「時度  「時度  「時度  「時度  「時度  「時度  「時度  「時
			場合においてその利用を確保
			することが公益上必要な、病
			院、官公署、災害応急対策に
			必要な施設等の建築物
L	<u>/</u>	V	~ へいがは、ママた木ツ

# (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとなります。

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類	. =
イン火薬	10 t
口 爆薬	5 t
ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個
二 銃用雷管	500 万個
木 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5万個
へ 導爆線、導火線	500 k m
ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2 t
チ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定
	数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備	可燃性固体類 30 t
考第6号に規定する可燃性固体類及び同	可燃性液体類 20 ㎡
表備考第8号に規定する可燃性液体類	
④ マッチ	300 マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万㎡
⑥ 圧縮ガス	20 万㎡
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規	毒物 20 t
定する毒物又は同条第2項に規定する劇	劇物 200 t
物(液体又は気体のものに限る。)	

<sup>※</sup>マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

# (3) 市有及び組合有等特定建築物一覧

( <u>3)</u>	ाग भा	及い組合有等特定建築	1771	見					
	避難所	特定建築物名称	新耐震	耐震性	階 数	床面積	主要用途	竣工 年月	備考
1	171	山武市庁舎	0	0	3	4, 685	事務所	S60. 3	
2		山武市役所新館	0	0	3	1, 356	事務所	H24. 7	
3		市営上町住宅	0	0	4	2, 000	共同住宅	H8. 12	
4		成東中央公民館		0	3	1, 572	公民館	S48. 3	耐震診断済
5	0	さんぶの森中央体育館	0	0	2	2, 473	体育館	S62. 10	
6		成東老人福祉センター			2	1, 732	福祉施設	S44. 3	
7		成東保健福祉センター	0	0	3	1, 876	事務所	H10. 2	
8		さんぶの森ふれあいセンター	0	0	3	2, 663	文化会館・図書館	H10. 3	
9	0	蓮沼スポーツプラザ	0	0	3	4, 376	体育館	H6. 3	危険物貯蔵有
10		日向幼稚園	0	0	2	1, 308	幼稚園	H3. 9	
11	0	成東小学校(校舎)		0	3	2, 157	学校	S53. 3	H18 改修済
12	0	成東小学校(校舎)	0	0	3	1, 993	学校	H11. 9	
13	0	大富小学校(校舎)	0	0	2	3, 280	学校	H2. 3	
14	0	南郷小学校(校舎)	0	0	2	2, 114	学校	H4. 10	
15	0	南郷小学校(校舎)	0	0	2	1, 164	学校	H4. 3	
16	0	緑海小学校(校舎)		0	3	3, 038	学校	S56. 11	耐震診断済
17	0	鳴浜小学校(校舎)		0	3	1, 070	学校	S55. 3	耐震診断済
18	0	鳴浜小学校(校舎)	0	0	2	1, 612	学校	H15. 5	
19	0	鳴浜小学校(校舎)	0	0	2	1, 447	学校	H15. 5	
20	0	   睦岡小学校(校舎)		0	3	2, 751	学校	S49. 2	耐震診断済
21	0	<b>睦岡小学校(校舎)</b>	0	0	3	1, 290	学校	H12. 3	
22	0	山武北小学校(校舎)	0	0	2	1, 318	学校	S59. 3	
23	0	山武北小学校(校舎)	0	0	4	3, 355	学校	H7. 3	
24	0	蓮沼小学校(校舎)		0	3	1, 282	学校	S40. 3	H20 改修済
25	0	まつおこども園		0	2	2, 343	こども園	H17. 3	
26	0	大平小学校(校舎)		0	2	1, 334	学校	\$43.3	H16 改修済
27	0	成東中学校(校舎)	0	0	3	1, 322	学校	S58. 3	
28	0	成東中学校(体育館)	0	0	2	1, 991	体育館	H7. 2	
29	0	成東東中学校(校舎)	0	0	3	4, 001	学校	H22. 2	
30	0	成東東中学校(校舎)	0	0	3	1, 306	学校	\$60.3	
31	0	成東東中学校 (体育館)	0	0	2	1, 994	体育館	H6. 3	
32	0	山武中学校(校舎)	0	0	3	5, 397	学校	H9. 10	
33	0	山武中学校(体育館)	0	0	2	2, 218	体育館	H18. 3	
34	0	日向小学校(校舎)	0	0	3	5, 437	学校	H10. 3	
35	0	日向小学校(体育館)	0	0	2	1, 524	体育館	H10. 3	
36	0	山武望洋中学校(校舎)	0	0	4	8, 283	学校	H9. 12	
37	0	山武望洋中学校(校舎・体育館)	0	0	3	4, 821	学校·体育館	H10. 3	
38		さんむ医療センター北棟	0	0	6	7, 803. 99	病院	H1. 4	
39		さんむ医療センター中棟		0	3	2, 995. 70	病院	S44. 12	耐震診断済
40		さんむ医療センター南棟			6	5, 963. 14	病院	S57. 3	
41		山武郡市環境衛生組合	0	0	5	3, 052. 30	ごみ焼却施設	H8. 3	
42	0	蓮沼交流センター	0	0	5	3, 192	集会場	H29. 12	
		2.4 日 1 日現在					(公有財産台帳		▎ ▘ <del>▘</del>

※令和4年4月1日現在

出典:都市整備課調べ(公有財産台帳、山武市公共施設白書)

